

消費者基本計画工程表の改定に関する取組状況について

【平成 29 年 12 月 20 日付けの消費者委員会の御意見への対応関係】

1. 民法の成年年齢引下げに対する対応について

(消費者委員会からの御意見)

民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、消費者教育の充実や制度整備等が必要である。こうした観点から、「消費者基本計画工程表の改定素案（平成29年4月）に対する意見」（平成29年5月23日）でも指摘したように、民法改正を待たずに、直ちに取組を始められる事項については、その取組等の内容、スケジュール等を工程表に記載されたい。（消費者庁、関係省庁等）

(現時点の対応状況)

消費者教育の充実等に引き続き取り組むとともに、工程表においては、ポイント集で成年年齢引き下げについて取りまとめることを予定しており、また、前回改定と同様、工程表本体においても、参考資料として一覧的にまとめたものを作成することを予定している。

(工程表該当部分) p70, p71, p137~p141, p202, p209, p212

3 (1) ①、3 (1) ④、4 (2) ①~⑥、6 (1) ⑤、6 (2) ①、6 (2) ⑤

2. 食品表示について

(1) 食品表示制度の理解、周知に係る取組状況について

(1段落目) 食品表示法に基づく食品表示制度の指標、理解度の定義

(消費者委員会からの御意見)

平成27年4月から施行された食品表示法に基づく食品表示制度に関して、消費者の理解がどの程度かを示す指標をKPIとして記載するとともに、その記載にあたっては、理解度の定義についても十分に検討の上、適切に設定されたい。

(現時点の対応状況)

食品表示制度の理解度に関する指標については2 (3) ① (KPIの現状) に新たに記載予定であるが、定義については検討中。

(工程表該当部分) p59

2 (3) ① (KPIの現状)

(イ) 食品表示制度に関する消費者の理解度：検討中

(2 段落目) 原料原産地表示の周知、理解度の定義

(消費者委員会からの御意見)

加えて、当委員会が平成29年8月に発出した加工食品の原料原産地表示にかかる答申において言及した消費者、事業者への周知についても具体的な取組について記載するとともに、上記と同様、理解度の定義についても検討の上、適切な指標を設定されたい。

(現時点の対応状況)

原料原産地に関する周知の取組については、2 (3) ①<実績>に「加工食品の原料原産地～実施した。」と新たに記載済みであり、理解度の定義については、検討中。

(工程表該当部分) p63

2 (3) ①<実績>

加工食品の原料原産地表示については、平成28年1月から、消費者庁と農林水産省が共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書や消費者委員会での議論を踏まえた新たな加工食品の原料原産地表示制度が平成29年9月から施行されたところ、新制度についてのパンフレット等の作成・配付を行うとともに、同年11月30日に開催された都道府県等食品表示担当者研修をはじめとして、制度施行から平成30年1月末まで●●件の説明会やセミナー等を開催し、消費者・事業者等に対する普及啓発を実施した。

(3 段落目) 監視体制の強化の観点も踏まえた消費者等への周知

(消費者委員会からの御意見)

また、消費者等への周知にあたっては、監視体制の強化の観点も踏まえ、都道府県との一層の連携強化を図るなど、より効果的な周知の方法について検討の上、その取組状況についても記載されたい。

(現時点の対応状況)

監視体制の強化の観点も踏まえた消費者等への周知については、2 (3) ③<実績>に「都道府県等に対して」と新たに記載しているとおり、監視体制の強化の観点も踏まえ、都道府県と連携を強化しているところ。また、消費者等への周知にあたっては、2 (3) ①全般に記載しているとおり、普及啓発を行い、理解促進を図っているところ。

(工程表該当部分) p65, p62

2 (3) ③<実績>

また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画した。都道府県等に対して、年末に多発傾向を示す健康被害事案に関連した原産地表示に係る遡及調査時における関係機関の連携を指示した。

2 (3) ①

平成27年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討する。さらに、食品表示法制定時の個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。インターネット販売等における食品表示については、平成28年12月に公表された報告書を事業者にも周知するとともに、消費者への普及啓発に努めている。平成29年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催している。【消費者庁】

機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用するとともに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに、制度創設時に残された検討課題についても平成28年12月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証した結果を踏まえた上で、平成30年度以降に必要な検討を行う。【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

なお、特定保健用食品制度については、許可後の事後チェックを実効性のあるものとし、許可制度の適切かつ透明性のある運用を担保する観点から、買上調査の実施や製品に係る公開情報の提供の在り方など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行う。【消費者庁】

消費者の理解促進を図るべく、平成29年度に徳島県において実施した栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業の結果を踏まえ、平成30年度以降に地方公共団体等において消費者教育を実施する。【消費者庁】

さらに、平成29年11月に公表された食品衛生法改正懇談会の取りまとめ及び平成29年12月に消費者委員会において取りまとめられた食品衛生規制等の見直しに関する意見を踏まえ、食品関連事業者等が食品表示法違反等に伴う自主回収情報を行政に報告し、行政が国民に提供する仕組みを構築する。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

機能性表示食品制度を始めとする新たな食品表示制度について、説明会等の講師として職員を派遣するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点Q&Aの作成・周知を行った。

インターネット販売等における食品表示については、平成27年12月から「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、平成28年12月に報告書を公表した。

加工食品の原料原産地表示については、平成28年1月から、消費者庁と農林水産省が共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書や消費者委員会での議論を踏まえた新たな加工食品の原料原産地表示制度が平成29年9月から施行されたところ、新制度についてのパンフレット等の作成・配付を行うとともに、同年11月30日に開催された都道府県等食品表示担当者研修をはじめとして、制度施行から平成30年1月末まで●●件の説明会やセミナー等を開催し、消費者・事業者等に対する普及啓発を実施した。遺伝子組換え表示については、平成29年4月から検討会を開催している。

機能性表示食品については、平成30年●月末時点で、●●●件の届出情報を公表した。

制度創設時に残された検討課題については、平成28年1月から「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、同年12月に報告書を公表した。また、当該報告書及び規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの改正や機能性表示食品に関する質疑応答集の作成等を行った。

特別用途食品については、平成28年2月から「特別用途食品制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書及び規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、「特別用途食品の表示許可等について」を改正（平成29年3月31日）、平成30年4月1日から施行される。

特定保健用食品については、平成28年度に買上調査を7品目実施し、関与成分量が許可等申請書どおり適切に含有されていなかった商品が7品目中2品目であったことを受け、「特定保健用食品に対する更なる品質管理等の徹底について」を発出（平成29年5月24日）した。また、平成29年3月には、新たな知見を入手した場合は、消費者庁に報告する旨を内閣府令に規定するなどの措置を講じた。【消費者庁】

（2）機能性表示食品制度について

（消費者委員会からの御意見）

平成27年4月から施行された機能性表示食品制度について、施行後2年が経ち、平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証し、その状況を踏まえた上で必要な見直し等について検討することとされているところ、その検討の取組や今後のスケジュールについて工程表に明記されたい。（消費者庁）

（現時点の対応状況）

検討の取組については、2（3）①<実績>に「当該報告書及び規制改革実施計画～を行った。」とガイドラインの改正等について新たに記載した。また、今後のスケジュールについては、2（3）①本文に「制度創設時に残された検討課題～検討を行う。」と新たに記載した。

(工程表該当部分) p62～p63

2 (3) ①<実績>

当該報告書及び規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえ、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの改正や機能性表示食品に関する質疑応答集の作成等を行った。

2 (3) ①

制度創設時に残された検討課題についても平成28年12月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証した結果を踏まえた上で、平成30年度以降に必要な検討を行う。

3. 電気通信サービスにかかる消費者保護の推進

(消費者委員会からの御意見)

消費者保護ルールの実施の徹底に向け、総務省が実施した平成28年度の電気通信サービスに係るモニタリング結果を踏まえ、運用面、制度面等における改善の取組について、以下の事項を含め、工程表に明記されたい。

- ・FTTHサービスに係る電話勧誘のトラブル等を内容とする苦情相談件数は依然として相当数あることから、苦情相談分析結果を踏まえた取組
- ・販売現場における料金プランや解約費用の説明不足といった定期調査における電気通信事業者への指摘事項等について、実効性を確保するための取組
- ・消費者トラブルの未然防止に向けた、リーフレット等による効果的な周知方法

(現時点の対応状況)

(1ポツ) FTTHサービスに係る電話勧誘トラブル

FTTHサービスに係る電話勧誘トラブルについては、3(2)①<実績>に「第2回会合においては、～とりまとめた。」と会合を踏まえて調査結果等を取りまとめたことについて新たに記載した。

(工程表該当部分) p90

3 (2) ①<実績>

第2回会合においては、契約書面等調査の結果を踏まえ、例えば、MNO・FTTHサービスについて、総支払額の明示・交付を行う運用を基本とすること、また、FTTHサービスの電話勧誘に係る説明内容の後確認の実施や、代理店に対する監督措置の実施として、通話記録の定期的なサンプル調査を実施することなどを指摘し、改善・検討事項として調査対象事業者に対応を要請した。更に、第3回会合においては、MNO・FTTHサービスの販売現場における説明状況等について覆面調査を行った結果において、特に実施の状況が全体的に悪いと判明した事項を公表し(これらの事項については、調査対象事業者に、説明等の必要な改善を行うよう指導を実施)、また、これまでの調査結果等を「平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニ

「タリング（評価・総括）」（以下「評価・総括」という。）としてとりまとめた。

（２ポツ）販売現場における説明不足

販売現場における説明不足については、３（２）①<実績>に「『モバイルサービスの提供条件～を改定した（平成29年２月１日から適用）。」、「更に、第３回会合に～とりまとめた」とガイドラインの改正等について新たに記載した。

（工程表該当部分）p90

３（２）①<実績>

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、利用者が利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、電気通信事業者等が適切な説明を行うこと等を明記するため、新ガイドラインを改定した（平成29年２月１日から適用）。

…

更に、第３回会合においては、MNO・F T T Hサービスの販売現場における説明状況等について覆面調査を行った結果において、特に実施の状況が全体的に悪いと判明した事項を公表し（これらの事項については、調査対象事業者に、説明等の必要な改善を行うよう指導を実施）、また、これまでの調査結果等を「平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング（評価・総括）」（以下「評価・総括」という。）としてとりまとめた。

（３ポツ）トラブルの未然防止に向けた周知

トラブルの未然防止に向けた周知については、３（２）①<実績>に「消費者トラブルの未然防止～を図った。」と改めてリーフレットを作成したこと等について新たに記載した。

（工程表該当部分）p91

３（２）①<実績>

消費者トラブルの未然防止に向け、電話勧誘を受けた際の留意点について、改めてリーフレットを作成し、各地の総合通信局等を通じて配布するとともにウェブサイトで公開し周知を図った。

4．サーバ型電子マネーについて

（消費者委員会からの御意見）

サーバ型電子マネーについては、発行者による苦情処理体制の明確化等を内容とする平成28年５月の資金決済法の改正、同年８月の事務ガイドラインの改正等が行われているが、その後も、サーバ型電子マネーを購入させ、IDを詐取する等の消費者被害が増加している状況を踏まえ、電子マネーを販売する店舗における被害防止の取組

等、消費者保護の実効性確保に向けた取組について、工程表に明記されたい。

(現時点の対応状況)

サーバ型電子マネーについては、3(2)⑦に「被害防止の実効性を確保～取り組む。」と今後の取組について新たに記載した。また、3(2)⑦<実績>に「事務ガイドラインの改正等を踏まえ、～実施。」と、これまでの取組状況について新たに記載した。

(工程表該当部分) p94

3(2)⑦

被害防止の実効性を確保する観点から、関係省庁等と連携し、発行者による加盟店管理の強化やコンビニエンスストア等の販売店舗における被害防止の促進に取り組む。

3(2)⑦<実績>

事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施した。【金融庁】

- ・ コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要約10先に対して、重点的にモニタリングを実施。
- ・ 上記主要約10先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。
- ・ 返金状況については、平成29年上半期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約8億円のうち、約1.3億円の返金を実行していることを確認。
- ・ さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、平成29年3月及び9月にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。
- ・ 電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。

5. 仮想通貨について

(消費者委員会からの御意見)

仮想通貨については、仮想通貨と法定通貨の交換業者の登録制導入等を内容とする平成28年5月の資金決済法の改正、これを受けた事務ガイドラインの改正等の制度整備や、仮想通貨市場における交換業者の業務運営の体制整備状況についてのモニタリング等が行われているが、詐欺的行為を行う事業者による消費者被害が発生していることや、仮想通貨が投機対象として取引されている実態を踏まえ、消費者保護の実効性確保に向けた取組について、工程表に明記されたい。

(現時点の対応状況)

仮想通貨については、3(2)⑧に「制度の運用にあたっては～実施する。」と問題のある業者に対して行う取組等について新たに記載した。また、3(2)⑧<実績>部分に「制度等の周知にあたっては～含む研修を実施した。(平成29年度：5

回)」と実績を新たに記載した。

※事務ガイドラインは新規のため、改正ではなく策定

(工程表該当部分) p95

3 (2) ⑧

制度の運用にあたっては、詐欺的行為を行う事業者による消費者被害が発生していることを踏まえ、利用者保護の観点から、引き続き、消費者庁及び警察庁とも連携しつつ、問題のある業者に対して警告等を行う。また、仮想通貨が投機対象として取引されている実態を踏まえ、消費者保護上の問題が生じているかモニタリングするとともに、必要があれば立入検査も含め適切な対応を行う。【金融庁】

仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など、仮想通貨市場で様々な動きが見られていることや、仮想通貨に関連する消費者トラブルが増加していることを踏まえ、金融庁及び消費者庁において、警察庁と連携して注意喚起等を行う。また、国民生活センターにおいて、改正資金決済法に関連する研修を実施する。【金融庁、消費者庁】

3 (2) ⑧<実績>

制度等の周知にあたっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、仮想通貨を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。

法施行後においては、仮想通貨交換業者の登録審査・モニタリングや仮想通貨市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、平成29年12月26日までに仮想通貨交換業者として16社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等をつつ、無登録業者等に対する照会書の発出等を行った。

さらに、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など、仮想通貨市場で様々な動きが見られていることや、仮想通貨に関連する消費者トラブルが増加していることを踏まえ、登録後においても、仮想通貨交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等について、モニタリングを行っているところ。【金融庁】

金融庁及び消費者庁においては、警察庁と連携し、詐欺的事案など消費者被害が増加している状況や仮想通貨価格が大きく変動している実態を踏まえ、平成29年9月29日付けで、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関する注意喚起を行うとともに、仮想通貨に関するウェブサイトを設けた。

金融庁においては、平成29年10月27日付けで、仮想通貨を活用した新たな資金調達手段であるICO (Initial Coin Offering) の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性に関する注意喚起を実施した。

国民生活センターにおいても、仮想通貨に関する注意喚起を実施した (平成28年2月、平成29年3月、同年9月) ほか、改正資金決済法に関する内容をカリキュラムに含む研修を実施した。(平成29年度: 5回) 【金融庁、消費者庁】

6. 特定商取引法の適用除外とされている法令等

(消費者委員会からの御意見)

最近、新たに特定商取引法の適用除外とされた住宅宿泊事業法や、不動産特定共同事業法をはじめとする特定商取引法の適用除外とされている法令等について、制度を悪用した消費者被害及び消費者トラブルを防止するため、相互の協力の下で、その運用実態や被害の発生状況等を的確に把握するなど、消費者被害の未然防止に向けた取組について、工程表に明示されたい。

(現時点の対応状況)

特定商取引法の適用除外については、新たに「住宅宿泊事業法」について別表1に記載するとともに、執行実績について整理した。

(工程表該当部分) p215
別表1

7. その他(平成29年5月23日消費者委員会意見)

(消費者委員会からの御意見)

前記1から6に掲げた内容の工程表への記載に当たっては、「消費者基本計画工程表の改定素案(平成29年4月)に対する意見」(平成29年5月23日)で示したように、KPIについては、各施策の実施状況等に応じた見直しや、アウトプット指標だけではなくアウトカム指標の追加設定等を検討するとともに、工程表の図については、可能な限り具体的な取組に分けた上で、当該具体的な取組ごとに期限を明確に設定した上で、図示する等を留意の上、工程表改訂素案に反映されたい。

(現時点での対応状況)

KPIについては、質も含め、施策の実施状況・効果(アウトカム)をより適切に把握できるよう、可能な限り、「消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見」

(H29消費者委員会)を念頭に、KPIの見直しや追加設定を行うよう、また、施策を評価する上で意味のあるものを載せるよう、関係課長会議でも依頼している。

また、工程表の帯表についても、取組期限(時期)を可能な限り明確に示すよう、また、特定のテーマを切り出して、期限を区切って検討するなどの帯の細分化の検討をするよう、同様に依頼している。

なお、これらについては、いずれも、昨年11月、今回の改定作業に着手した際に各省宛て発出した作業依頼の事務連絡において明記している。

【 その他の主な改定事項（現時点）】

1 1（1） 子供の不慮の事故を防止するための取組 p11

- ・ 平成 29 年度において、関係府省庁連絡会議の取組として、「子どもの事故防止週間」を新たに実施したことを明記。

2 1（1） 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討 p14

- ・ 平成 29 年 8 月、厚生労働省において、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に違反するとして複数の医療機関を刑事告発し、同月、愛媛県警等の合同捜査本部が 6 名の被疑者を逮捕した事案が発生。
- ・ 本件を受け、臍帯血プライベートバンクの実態調査を実施した厚生労働省は、平成 29 年 9 月以降、当該案件の課題・問題点を公表するとともに、契約者であるお母さんなどへの注意喚起のチラシの作成、臍帯血プライベートバンクに対する業務内容等の届出の要請などを実施。
- ・ これら一連の経過を踏まえて、項目を新設。

3 1（4） 中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入の促進 p42

- ・ 平成 29 年 6 月以降、厚生労働省において「食品衛生管理に関する技術検討会」を開催し、食品等事業者団体が策定する手引書についての助言、確認を行っていることから、その旨を明記。

4 2（2） 家庭用品の品質表示の見直し p54

- ・ 平成 29 年 3 月の内閣府令等の改正において、新たに帽子等を家庭用品品質表示法の規制対象とし、繊維の組成表示や洗濯表示（取扱表示）等が義務付けられた。これらの改正が平成 30 年度から施行されることを踏まえ、講師派遣等を通じ、普及啓発活動を行うことについて、明記。
- ・ また、平成 29 年度において、家庭用品品質表示法のガイドブックを改訂・公表したことから、実績として明記。

5 2（2） 医療機関のホームページによる情報提供 p56

- ・ 第 193 回国会で成立した「医療法等の一部を改正する法律」の施行に向けた、省令及び新たなガイドラインについての検討が進められていることから、その旨を明記。
- ・ また、平成 29 年度において、ネットパトロール事業を実施したことから、その旨を明記。

6 3（1） 特定商取引法の見直し p70

- ・ 平成 29 年 12 月 1 日に、第 190 回国会で成立した「特定商取引法の一部を改正する法律」が施行されるまでの準備状況（政省令の策定）を明記。
- ・ また、改正特定商取引法の周知・啓発に関する取組状況を明記。

7 3(2) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備 p96

- ・ 第192回国会で成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」が施行されるまでの準備状況（政省令の策定）を明記。
- ・ また、業界団体等で構成される「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、実務上の指針となる実行計画を改定したことについて明記。

8 3(2) 旅行業における企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し p97

- ・ 平成29年3月に旅行者が多額の債務を抱えたまま経営破たんした事案が発生したことを踏まえ、国土交通省において開催した有識者会議が、同年8月に対策を取りまとめ。
- ・ 国土交通省においては、当該とりまとめを受け、旅行業法施行規則を改正予定であり、また、平成29年12月に、業界団体においてガイドラインの改定等を行ったことを踏まえ、項目を新設。

9 3(2) 住宅宿泊事業法の適正な運用 p97

- ・ 急速に拡大するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていない、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていることや、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図るため、平成29年6月に、住宅宿泊事業法が成立。
- ・ 平成30年6月の施行に向け、政省令、ガイドライン等の策定を行っているところであり、項目を新設して施行準備状況を明記。

10 3(2) 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護 p98

- ・ 家賃債務の保証を適正かつ確実に実施できる業者を国に登録する制度が国土交通省の告示により創設されたことについて明記。

11 3(2) 美容医療サービス等の消費者被害防止 p102

- ・ 一定の美容医療契約を特定継続的役務提供に位置付け、特定商取引法の規制対象とするための、同法施行令の改正（平成29年12月施行）について明記。
- ・ 併せて、当該政令改正に関する注意喚起の取組について明記。

12 3(2) リスクの高い取引に関する注意喚起 p105

- ・ 振り袖の販売・貸出業者が事実上事業を停止（※平成30年1月26日、破産手続開始決定）したことに伴う相談が各地域の消費生活センター等に寄せられた案件についての状況を明記。

13 3(5) JIS規格等の国内・国際標準化施策の実施 p119

- ・ 平成 29 年 10 月、産業構造審議会基準認証小委員会において、グローバル市場における競争力強化のための JIS 制度の改正の方向性を取りまとめ。
- ・ この答申や、「ものづくり」を支える企業において品質データに係る不正があったことを踏まえ、第 196 回国会に JIS 法の改正案を提出することを検討中であるため、その旨を明記。

14 4(2) 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進 p145

- ・ 平成 29 年 11 月の「外食時の食べきりを推進する全国共同キャンペーン」の実施、同年 10 月に松本市で開催された「第 1 回食品ロス削減全国大会」など、平成 29 年に多様な取組が展開されたことについて明記。

15 4(3) 公益通報者保護制度の推進 p153

- ・ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書（平成 28 年 12 月に公表）等を踏まえ、民間事業者及び行政機関の取組を促進するため、改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底のほか、内部通報制度に係る認証制度の導入・普及等について明記するとともに、「消費者行政新未来創造オフィス」における先進的な取組内容につき具体的に明記。
- ・ また、今後、平成 30 年 1 月の消費者委員会への諮問を受けての同委員会における審議を踏まえた上で、公益通報者保護制度の実効性の向上に向けた更なる取組を行うことについて明記。

16 5(1) ギャンブル等依存症対策の強化 p182

- ・ 平成 28 年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議等を踏まえ、官房長官の主宰するギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が開催。平成 29 年 8 月には、「ギャンブル等依存症対策の強化について」を取りまとめ。
- ・ 当該取りまとめには、消費者行政において推進すべき事項が含まれていることを踏まえ、項目を新設。

17 5(1) 生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進 p183

- ・ 平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されて 3 年後の見直しのため、平成 29 年 5 月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論が行われ、報告書がまとめられた。
- ・ 当該報告書も踏まえ、第 196 回国会への法案提出を含め、制度の見直しに関する必要な措置を進めることについて明記するため、項目を新設。

18 6(1) 消費者行政体制の更なる整備等 p200

- ・ 平成 29 年における消費者庁の「消費者行政新未来創造オフィス」の開設のほか、消費者委員会による「消費者行政新未来創造プロジェクト」の調査審議着手について明記。

19 6(2) 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等 p209

- ・ 地方消費者行政の取組を安定的に事務として定着させるため、地方公共団体の自主財源に裏づけられた予算の確保を促進することのほか、平成 30 年度予算案における地方消費者行政強化交付金の創設について明記。

20 6(2) 都道府県における法執行強化 p212

- ・ 平成 30 年度予算案における地方消費者行政強化交付金の創設により、地方公共団体における警察OBや法曹専門家等の登用などの法執行強化への支援を行うことについて明記。